

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 知事指定薬物の指定の失効
- 保安林の指定予定
- 〃
- 漁船保険付保義務発生のための同意の認定
- 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分
- 【公告】
- 岡山県自然環境保全審議会からの答申
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 土地改良区の定款変更の認可
- 公共測量の実施
- 〃
- 一般競争入札の実施

健康推進課

医薬安全課

治山課

〃

水産課

港湾課

自然環境課

経営支援課

耕地課

監理課

〃

警察本部会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

里庄薬局

浅口郡里庄町新庄五三四一

令和四年七月一日

ザグザグ薬局総社真壁店

総社市駅南一六六

令和四年七月一日

サニードラッグ

高梁市中原町一〇八四一 一階
ポルカ天満屋ハピータウン

令和四年七月一日

くにとみ薬局

倉敷市玉島中央町一三三

令和四年七月一日

令和4年7月12日 岡山県公報 第12412号

◎岡山県告示第三百二十二号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和四年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 二―（エチルアミノ）―二―（三―メチルフェニル）シクロヘキサン―一―オン（通称名DMXE、Deoxymethoxetamine）及びその塩類
- 2 N・N―ジエチル―二―〔五―ニトロ―二―（四―プロポキシフェニル）メチル〕―一H―ベンゾ〔d〕イミダゾール―一―イル〕エタナミン（通称名Protoneitazene）及びその塩類
- 3 一―（シクロブチルメチル）―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―一H―インドール―三―カルボキサミド（通称名CUMYL-CBMICA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和四年七月八日

令和4年7月12日 岡山県公報 第12412号

◎岡山県告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市高倉町田井字キジガラク六四、六六、六九、七〇、七四から七九まで、八〇の一、八〇の二、八一の一、八一の二、八六、八八、八九、九一、字向六七、字雉ガ奥車側六八、字雉子ケ奥七一、字キシケラク大柏ノ下七二、字キシケラク大柏ノ上七三、字大ゾリ八二から八四まで、字大ゾリ西側八五、字小屋戸山八七、字カヤカリバ坂ノ切九〇、字ユザザジリ九二、字トイガ迫九四の一、九四の二、九六、九七、字イヒノ木一〇〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字キジガラク七七から七九まで・八〇の一・八一の一・九一・字大ゾリ西側八

五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）字キジガラク六六、七〇、

八九、字向六七、字雉子ケ奥七一、字カヤカリバ坂ノ切九〇、字ユザザジリ九二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年七月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

備前市吉永町高田字宮ノ谷四四一、字家ノ上四五二、字谷口四五三、四五九の一、四五九の二、四六〇、吉永町神根本字大谷奥一〇六〇の二、一〇六一の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年7月12日 岡山県公報 第12412号

◎岡山県告示第三百二十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和四年七月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 牛窓加入区

令和4年7月12日 岡山県公報 第12412号

◎岡山県告示第三百二十六号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和四年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 銀	一台	岡山南J四〇九二二
二六インチ 銀	四台	不明
二六インチ 白	一台	徳島県警察J五六九九一
二六インチ 白	一台	不明
二六インチ 黒	一台	玉野H一〇九七六
二六インチ 黒	一台	岡山南J四六二二八
二六インチ 黒	一台	不明
二六インチ 黄	一台	岡山県警察〇一P〇八九七〇
二六インチ 黄	二台	不明
二六インチ 紺	一台	倉敷J〇三六一七
二六インチ 紺	三台	不明
二六インチ 桃	一台	不明
二六インチ 青	一台	岡山西F二五七七五
原動機付自転車 黒	一台	岡山市け一二九 七五

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和四年五月二十七日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 〇八六三―三一一三二一一

令和4年7月12日 岡山県公報 第12412号

〔三四一〕岡山県自然環境保全審議会から次のとおり答申があった。
令和四年七月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 諮問年月日
令和四年六月一日
- 二 答申を受けた年月日
令和四年六月二十日
- 三 諮問及び答申の事項
温泉動力装置に係る許可について
- 四 その他
諮問及びその答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室及び岡山県備前県民局において閲覧することができる。

令和4年7月12日 岡山県公報 第12412号

〔三四二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ポルカ

所在地 高梁市中原町一〇八五番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四番地の一

代表者の氏名 代表理事 小林 重樹

(2) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

(3) 名称 株式会社ジュテンドー

住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四番地の一

代表者の氏名 代表取締役 安藤 建司

(変更後)

名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四番地の一

代表者の氏名 代表取締役 小林 重樹

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 有限会社小林日進堂

住所 高梁市南町三二番地

代表者の氏名 代表取締役 小林 洋子

ほか十者（届出書別紙一に記載のとおり）

(変更後)

名称 株式会社メディケート

住所 高梁市玉川町玉一五五四番地

代表者の氏名 代表取締役 堀 優太

ほか十者（届出書別紙二に記載のとおり）

4 変更年月日

令和四年五月三十一日ほか

令和4年7月12日 岡山県公報 第12412号

二 届出年月日

令和四年七月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年七月十二日から同年十一月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年7月12日 岡山県公報 第12412号

〔三四三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年七月十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

山手土地改良区

二 認可年月日

令和四年七月五日

令和4年7月12日 岡山県公報 第12412号

〔三四四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 新見市神郷油野地	測 量 区 域
公共測量（用地測量）	測 量 の 種 類
令和四年三月四日から同年九月三十日まで	測 量 期 間

令和4年7月12日 岡山県公報 第12412号

〔三四五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年七月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市神郷下神代 地内	測量区域
公共測量（基準点測量、路線測量、 現地測量）	測量の種類
令和四年三月十一日から同 年九月三十日まで	測量期間

〔三四六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

企業団地ヤ尺十二川

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県運転免許センター庁舎等清掃業務委託

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した3年間の額で入札に付することとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和4年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第34号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 平成29年4月1日以降、官公庁、民間企業等において清掃業務に関する契約を1年間以上の期間にわたり履行した実績を有する者であること。

(7) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）及

び作業員が暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。

イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
ウ 役員等及び作業員が自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
エ 役員等及び作業員が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
オ 役員等及び作業員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

カ 役員等及び作業員が暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用する等していること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班
電話 (086) 226-7234

(2) 申請書の提出期限

令和4年8月10日（水） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年7月12日（火）から同年8月22日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ30ミリメートル以内、重さ300グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和4年8月31日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和4年9月1日（木） 午前11時
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 その他

令和4年7月12日 岡山県公報 第12412号

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
 - (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和4年8月22日(月)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。
また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) その他
詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Name and quantity of the service to be procured :
Office building cleaning services of Okayama Prefectural Driver's License Center
 - (2) Contract period :
From 1 October, 2022 through 30 September, 2025
 - (3) Fulfillment place :
Specified in the bid explanation form
 - (4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 31 August, 2022
 - (5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan
Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242